

原発メーカー訴訟原告団・第2回総会 議事録

1. 日時 2018年2月3日（土） 13:00～15:05

2. 場所 渋谷区千駄ヶ谷区民会館 会議室

3. 会員総数及び出席者数

上告委任状提出原告 国内 615名 海外 34名 計 649名

総会出席者 出席 30名 委任状 287名 計 317名 出席率48.8%

4. 審議事項

第1号議案 活動報告

第2号議案 会計報告

第3号議案 控訴審判決の評価と今後の控訴方針

第4号議案 今後の活動計画

第5号議案 予算案

第6号議案 議事録承認に関する件

5. 議事の経過概要及び議決結果

1) 議長、書記、選挙管理委員の選任

議長に大田伸行氏、書記に伊藤隆允氏と寺田百合子氏、選挙管理委員に松本英治氏と小西辰男氏が選任され、議事に入った。

2) 議事の概要と議決結果

(1) 第1号議案（活動報告）及び 第2号議案（会計報告）について

第1号議案について、大久保徹夫原告共同代表より、2016年11月～2017年12月の「全般的活动」について、野副達司原告共同代表より「会計正常化の活動」について、議案書に沿って報告が行われた。

引き続き、第2号議案については、会計担当の及川讓詞世話人より2016年11月～2017年10月の「会計報告」が行われた。

複数の方より意見が出され、質疑の結果、議案書4ページ最終行の「その総額は約五百万円に及びます」との表現については、会計担当の及川讓詞氏が数字を精査し共同代表が承認し変更するとの「修正動議」を付して、1号議案・2号議案は出席者全員の拍手で一括承認された。

*2/4訴訟の会の会計報告を精査した結果―――一緒の時期を除いても訴訟の会が浪費した額は5百万円を超え、5,018,549円でした。

(2) 第3号議案（控訴審判決の評価と今後の訴訟法方針）について

島 昭宏弁護士共同代表より、訴訟方針の提案が行われ、出席者全員（含む委任状）の賛成で承認された。

提案説明は、議案書に沿って行われ、次の点が強調された。

- ① 本訴訟は、原発事故においてメーカーを免責する原子力損害賠償法の責任集中制度の違憲性を主張するもので、主な争点はノー・ニュークス権、憲法29条2項違反、債権者代位権における無資力要件等である。
- ② 最近の動向としては、昨年3月の前橋地裁（原道子裁判長）判決において、避難指示区域以外からの避難者に対する損害賠償が「平穏生活権」侵害として認められた。
これは、被ばくへの合理的な不安を保護するものといえ、ノー・ニュークス権類似の利益を認めた判決である。
- ③ 昨年12月の高裁判決（畠山稔裁判長）では、原賠法の責任集中制度の違憲性について、原発設置後の社会的事実の変遷など事後的な事情を考慮すべきではないと述べている。しかし、原賠法の立法時の1970年代の「夢のエネルギー」という認識と、その後の再生可能エネルギーの普及や石化燃料枯渇への疑問、東日本大震災と福島第一原発事故が起こった2011年3月以降の原発に対する認識とでは、大きく異なってきている。立法事実・社会状況をどのような時点で判断するのかが問われる。
- ④ 最高裁判決として、東京高裁判決の通りという一言で終わらせず、最高裁に自身の言葉で語らせ、次へと繋げるための成果として何を残せるかが極めて重要である。

(3) 第4号議案（今後の活動計画）について

大久保徹夫原告共同代表より、議案書に沿って提案が行われ、出席者全員（含む委任状）の賛成で承認された。

(4) 第5号議案（予算案）について

会計担当の及川譲詞世話人より、2017年11月～2018年10月の予算案が提案された。議案書11ページの「裁判傍聴宣伝チラシ費」について、複数名の方より意見が出され、備考欄の「最高裁は法廷開かれず」の文言は削除し、予算金額0円は予備費と繰越金等を充当し修正することとなった。修正内容は及川会計担当と大久保原告共同代表に一任することを含めて、提案は出席者全員（含む委任状）の賛成で承認された。

(5) 第6号議案（議事録承認に関する件）について

本総会の議事録は、書記が作成し世話人会で確認した上で、ニュースレターにて全員に郵送することが提案され、出席者全員（含む委任状）の賛成で承認された。

以上の議事を終え、原告団として最高裁に向けて団結して意気高くたたかうことを誓い合って閉会した。